

傷病鳥獣救護に係る海外情報収集 (米国)

1. 総論

すべての在来野生鳥獣、は虫類、両生類は連邦法もしくは州法で保護されており、50州すべてが在来野生生物の個人的な所持についての一般的な禁止規定を有している¹。州法で保護されている野生動物の所有権 (ownership) は州にあり、リハビリテーションに係る州政府の免許なしには、傷病鳥獣救護 (以下「リハビリテーションという」。) 目的であっても、これらの野生動物を所持 (possess) することはできない²。連邦法で保護されている野生動物のリハビリテーションには連邦政府の許可が更に必要となる。

連邦政府や州政府は基本的に野生動物を個体群レベルで管理しており、基本的にリハビリテーションを自らは実施していない。このため、リハビリテーションは、能力面と施設面等の要件を満たして州政府から免許を受けた者 (以下「リハビリテーター」という。) が実施する。リハビリテーターは通常ボランティアであり、リハビリテーションのための活動経費は自らが負担するか³、寄付や助成金⁴により賄う必要がある。

このように、米国における野生動物のリハビリテーションは、主として州の野生生物当局による規制を受けながら⁵、ボランティア活動として⁶民間の個人・団体により実施されている。

2. 救護の目的と活動の位置付け

州や連邦政府は、健全な野生生物個体群の維持とその存続に不可欠な自然生息地の保護について責任を有しているとして⁷、野生動物の管理計画等の中で野生動物のリハビリテーションに言及していることは稀である⁸。ただし、野生動物の衛生を主眼とする事業の中にリハビリテーションを位置づけ、野生動物の健康状態のモニタリングや疾病の検出、個体群が特定の影響に曝されている可能性を確認する最前線の役割を、リハビリテーターに見

¹ Casey A.M., and Casey S. J. (2005). [State Wildlife Rehabilitation Regulations Study - 1994-2004](#). Pp. 175-185, Volume 23, Wildlife Rehabilitation.

² [Wildlife Rehabilitation in Wisconsin: An Introduction and Study Guide](#) (ウィスコンシン州)

³ [Wisconsin Administrative Code Subchapter II - Wildlife Rehabilitation](#) (ウィスコンシン州)、

⁴ 絶滅危惧種のリハビリテーションについて小額が支払われる場合があるほか (ニューヨーク州野生動物リハビリテーション協会: [WHAT IS WILDLIFE REHABILITATION? - Facts and Myths](#))、ワシントン州のように助成金制度を設けている州もある ([Grants to Wildlife Rehabilitators Project](#): 非在来種や迷惑動物のリハビリテーション費用、職員給与には利用できない)。

⁵ Shirley Casey and Allan Casey (2007). [Wildlife Rehabilitation: Expanding The Wildlife Management Framework](#). Revised from the article of the same title published in the Journal of Wildlife Rehabilitation, Volume 19, Issue 4, 1996

⁶ たとえば、Wildlife rehabilitation is a volunteer activity that can often cost hundreds to thousands of dollars per year depending on the number and species of animals served. The WDFW does NOT pay for wildlife rehabilitation nor is it responsible for any costs incurred by a licensed rehabilitator. ([ワシントン州ウェブサイト](#))

⁷ [New York State Wildlife Rehabilitation Study Guide 2013](#) (ニューヨーク州)

⁸ [Wildlife Rehabilitation Manual](#) (ワシントン州)、[Virginia Wildlife Action Plan](#) (バージニア州)。

出す州も存在する⁹。いずれの場合も、政府自らがリハビリテーションを行うことはない（米国におけるリハビリテーションの歴史的動向はコラム参照）。

ただし、種の保存法で絶滅危惧種に指定されている種については、連邦政府がその回復計画に基づいてリハビリテーションを主導している例がある¹⁰。

なお、野生動物のリハビリテーションを行うためには州の自然資源担当部局の免許が必要であるほか、渡り鳥条約法で保護されている鳥類や海生哺乳類法で保護されている海生哺乳類のリハビリテーションについては連邦政府（米国魚類野生生物局、米国海洋大気庁）の許可も必要となる。リハビリテーションの目的は、一般に、野生に返すこととされている（BOX 参照）。野生復帰が見込めない個体は原則安楽殺されるほか（連邦や州が指定する絶滅危惧鳥獣については当局の指示の下で実施²）、教育目的で飼養するためには別の許可を取得する必要がある¹¹。

リハビリテーターの存在理由として、一部の州は、困っている野生動物のために然るべき世話を見つけてあげたいという市民のニーズに応えるためとする等⁷、その公益性と専門性を認識している¹²。

Box 野生動物リハビリテーションの定義（ニューヨーク州の例⁷）

野生動物リハビリテーションは、病気にかかった、負傷した、親を失った、もしくは生息地をおわられた（displaced）野生動物を、身体的に健全で精神的に正常な動物として野生復帰自然させるべく、合法的に世話をする行為である。これには救護、飼育・飼養、獣医学的な処置の手配が含まれる。リハビリテーションが成功すれば、野生下で十分に機能できる動物となる。これには、本来の食餌を認識すること、適切な食料を取得すること、同種と交流し交配相手を選定すること、潜在的な危険（ネコ、イヌ、ヒト、車等）に対する恐怖を普通と感じることが含まれる。

3. 実施体制

リハビリテーターは州政府から免許の交付を受けているが、基本的にボランティアである。州政府は収容施設や獣医学的処置、医薬品や食糧等についての資金提供を行っておらず、リハビリテーションに必要な経費はすべてリハビリテーターの責任で賄う必要がある²。免許については、単一の免許を発行する州もあれば、複数の免許レベルを導入している州もある。後者については、経験を考慮するものや、狂犬病を媒介する動物等リハビリテーションに特別な手続きや訓練が必要な動物を区別するもの等がある¹。複数の州がリハビリテーターになるためのマニュアルや学習ガイドを公開し、関連する法制度や資格要件等について解説している^{2, 7, 8}。州政府はまた、ウェブサイト等で免許を受けたリハビリテーターの連絡先や受け入れ可能な野生動物種の情報等を公開しており、傷病個体の発見者はこれらの情報を基にリハビリテーターに連絡を取るよう促されている。

⁹ ウィスコンシン州ウェブサイト [Wildlife health and rehabilitation](#)。同州は野生動物のリハビリテーション、衛生・健康状態、飼育化野生動物について州政府に対して助言等を行う諮問委員会（[Wildlife Rehabilitation Advisory Council](#)）を設置しており、免許施設の視察などの支援も行っている。

¹⁰ [亜種フロリダマナティの回復計画](#)や[オサガメの回復計画](#)などでリハビリテーションについて言及されている。

¹¹ 例えば [Indiana Wild Animal Rehabilitation Permit Regulations Sec. 9. \(s\)](#)（インディアナ州）

¹² [Wildlife Rehabilitator: Definitions and Requirements](#)（ニュージャージー州）

なお、米国にはリハビリテーションに関心のある者が国籍や州を問わずに加入できる全国規模の団体が存在し、任意の資格や基準、倫理規範等を策定するなど、多くの州で設置されているリハビリテーション協会等とともにその普及や研修・教育機会の提供、保険制度の整備等に努めている¹³。

4. 希少鳥獣、一般鳥獣、外来生物の扱い

多くの州はリハビリテーターが一時的に所持できる野生動物を法で定め、規制の範囲を明確にしている。例えば、インディアナ州は野生動物を哺乳類、鳥類、は虫類、両生類としている¹⁴。また、州政府は、公衆衛生の理由や環境への有害な影響を防ぐ観点から³、州の全域もしくは一部の地域において特定の種のリハビリテーションを制限する権限を有している¹⁵。対象種を制限している州の例は以下の通り（下表）。

表：リハビリテーション対象種を限定している州の例

州名	制限の内容	備考
ノースダコタ ¹⁴	絶滅危惧種のみが対象	他の種は受け入れても安楽殺。州政府は負傷した野生動物の受け入れは違法であるとし、その場に残すよう呼びかけている ¹⁶ 。
オレゴン ¹⁴	非在来野生動物、海洋哺乳類、コヨーテ、クーガー、アメリカグマは対象外	—
コロラド ¹⁴	シマスカンクは対象外	—
ウィスコンシン ¹⁷	有害野生動物（harmful wild animals）は対象外	クマ科、クーガー、イノシシ科、コブハクチョウ、オオカミとその交雑種が指定されている。

また、ワシントン州の様に、個体数が少ない絶滅危惧種の野生復帰はその個体群にとってプラスに働く可能性があること、迷惑動物や非在来種のリハビリテーションや野生復帰は個体群にとって良い影響を与えないかもしれないこと、非在来種を多く放獣することで在来種が減少する恐れがあることなどを示し、在来野生動物の利益となる受け入れ方針を策定するようリハビリテーターに奨励している州も存在する⁸。

5. 野生復帰できない個体の扱い

リハビリテーションを受ける野生動物には、①負傷が原因での死亡、②教育目的での終生飼養、③野生復帰、④安楽殺、の4つの運命が待っているが²、¹⁸、野生復帰できない個体については②もしくは④が選択肢として残る⁸。

¹³ [National Wildlife Rehabilitators Association \(NWR\)](#) と [International Wildlife Rehabilitation Council \(IWRC\)](#) はリハビリテーションの業界標準ともいえる「Minimum Standards for Wildlife Rehabilitation」を策定しているほか、IWRC は州政府の免許とは別に任意のリハビリテーター資格 (THE CERTIFIED WILDLIFE REHABILITATOR™) の認定も行っている（コラム参照）。

¹⁴ Angela Nicole Johnson (2012). [Detailed Discussion of Wildlife Rehabilitation Laws](#). Michigan State University College of Law.

¹⁵ ミネソタ州でも疾病や過剰な個体数等を制約要因として挙げた上で、野生生物資源にとって最善の利益と考えられる場合には免許の交付が特定の種に限定される場合がある旨規定されている（[Minnesota Administrative Rules](#)）。

¹⁶ [ノースダコタ州狩猟動物魚類局ウェブサイト](#)。

¹⁷ [ウィスコンシン州法第 169 章](#) (169.085) 及び [行政規則 NR16](#) (16.11) の規定。

(1) 安楽殺

ストレスや苦痛の継続するような重大な傷を負った個体については、人道的な理由から、原則として安楽殺が求められている（下表）。

表：安楽殺の要件等

	要件等
連邦政府 (鳥類) ¹⁹	脚、足、肘関節や上腕の切断が必要な傷を負ったり、盲目であったりする個体は安楽殺しなければならない。医学的処置を施しても自分で採餌できない、まっすぐに止まれない、まともに動き回れない渡り鳥の命を維持してはならない。ハクトウワシやイヌワシ、絶滅危惧種の安楽殺には、連邦政府機関の事前の許可が原則必要。
州政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク州⁷：傷や病気の状態が深刻である場合、足を切断し野生には戻せないが普通種であるため教育目的での飼養機会がない場合、等を例示 ・ロードアイランド州²⁰：すべての野生動物は、処置の開始後 90 日までの間に、野生復帰するか安楽殺する。 ・バージニア州²¹：野生復帰できない在来種は原則安楽殺。生活の質が受忍限度を下回り、展示できない動物は安楽殺。救護地点が不明な両生類・爬虫類は案落殺もしくは終生飼養。非在来種は安楽殺もしくは適切な飼育環境に留置。
団体 (NWRA、IWRC)	野生復帰させるべきでない個体：両目の視覚障害、翼や脚の切断、人間への刷り込み、他の野生動物に対する高い感染リスク、狂犬病流行地域におけるベクター種等。こうした動物は安楽殺を通じて自由を見出すことができる。

(2) 終生飼養

リハビリテーションのための許可や免許では、野生復帰を目的とするリハビリテーションのために野生動物の一時的な所持を認めるものであり、野生復帰できない個体の所持は認められていない。このため、終生飼養のための特別な許可を取得した機関等に譲り渡すか、当該特別な許可を取得する必要がある（下表）。

表：野生復帰できない個体の飼養

	規定等
連邦政府 (鳥類) ^{18, 7}	通常、リハビリテーション許可認められる所持期間は最大 180 日であり、傷病鳥の教育目的での所持・使用は認められない。放鳥できない鳥のうち、教育事業や研究事業での使用に適した鳥については、適切な届け出を経て法が定義する然るべき教育・科学機関の下に置くことができる。放鳥可能な猛禽類は、許可を得た鷹匠に譲り渡すことも可能。 哺乳類の展示には連邦農務省の動物福祉法免許が、渡り鳥の展示には魚類野生生物局の渡り鳥教育展示許可が必要。
州政府	<p>ニューヨーク州⁷：野生復帰できない動物は組織的な教育や繁殖・研究取組みの一部に組み込まれるのが理想的。リハビリテーター免許は野生復帰できない動物の研究・教育目的での長期飼養を認めておらず、そのような活動のためには追加的な免許が必要。</p> <p>ワシントン州⁸：野生復帰できない野生動物をリハビリテーション許可の下で維持することは合法ではない。</p>

¹⁸ Miller, E.A., editor (2000). [Minimum Standards for Wildlife Rehabilitation, 3rd edition](#). National Wildlife Rehabilitators Association, St. Cloud, MN. 77 pages. Third Edition.

¹⁹ たとえば、[WHAT YOU SHOULD KNOW ABOUT A FEDERAL MIGRATORY BIRD REHABILITATION PERMIT](#) (U.S. Fish & Wildlife Service)。

²⁰ [RULES AND REGULATIONS GOVERNING WILDLIFE REHABILITATION](#) (ロードアイランド州)

²¹ [WILDLIFE REHABILITATION PERMIT CONDITIONS](#) (バージニア州)

	バージニア州 ²⁰ ：教育目的での展示には州当局の野生動物展示許可が必要。野生動物州当局の展示許可書を受けた施設でのみ生存が可能。
--	--

6. その他：カナダの例

(1) 総論²²

米国同様、各州の自然資源部局から分類群（哺乳類、両生爬虫類、鳥類）に応じた許可を取得する必要があるほか、渡り鳥のリハビリテーションには連邦政府環境省の免許が、連邦漁業法で保護されている海生哺乳類のリハビリテーションには漁業・海洋省の許可が必要となる。

また、リハビリテーション施設で行う活動（教育活動、研究）によっては更なる許可が必要となるほか、種の保存法指定種のリハビリテーションについても別途許可が必要となる。死亡した野生動物やその一部を教育目的での所持についても許可が必要となる。

(2) 各論：オンタリオ州の例²³

オンタリオ州政府は、健全な野生動物個体群の維持とその存続に必要な自然生息地の保護に責任を有しているとして、州として傷病野生動物個体の救護は実施していない。

他方、州政府はその試験に合格した有資格ボランティアがリハビリテーションを実施するための野生動物保護者（Wildlife Custodian。以下便宜的に「リハビリテーター」という。）制度を導入しており、リハビリテーションに加え、市民教育、絶滅危惧種の確認、人と動物の共通感染症の確認、動物間流行性感染症の確認上の役割を見出している。

州政府は、リハビリテーター志望者向けの学習要綱の中で、個体対個体群、普通種対希少種、狂犬病媒介種の扱いといったリハビリテーターが直面する難しい課題の存在について説明しつつ、健全な個体群や生息地の維持・公衆衛生上の懸念といった州政府の関心事項と個体のケアとの間でバランスを取ることの重要性を訴えている。

リハビリテーターはボランティアであり、食餌、収容施設、機材、防護服、薬品、獣医療、交通費、通信費、高熱水費等のリハビリテーションに伴う費用はすべてリハビリテーターが負担する必要がある。このため、多くの大規模リハビリテーション施設は、持ち込み者からの寄付や市民団体からの支援を募集している。

なお、野生復帰できない個体については、一部の野生動物にとって飼養は過剰なストレスになる可能性があることを指摘しつつ、安楽殺か終生飼養かを選択するようリハビリテーターに求めている。リハビリテーターには終生飼養が認められていないため、終生飼養を選択した場合、州政府に連絡を取り、その譲渡先について指示を仰ぐことを義務付けている。譲渡先の優先順位は以下の通り。

①種の回復計画の下で承認された飼育下繁殖施設

²² IWRC の [ウェブサイト](#) で紹介されている内容を仮訳（2015年7月24日閲覧）。

²³ [Home Study Guide for the Ontario Wildlife Rehabilitation Exam](#)。米国ニューヨーク州のテキストの大部分をそのまま使用している旨記載されている（最新版のテキストは脚注7参照）。

②動物研究法の免許を受けた施設もしくは、国民もしくはや野生動物のために科学・研究事業に従事している施設

③自治体の動物園など、良好な教育プログラムを有する公的施設

④民間動物園、商業鷹匠免許所持者、繁殖ストックの必要性が確認された毛皮農場

コラム：に關係する米国におけるリハビリテーションの歴史²⁴

■初期

・個人が家庭で実施。1930年代には一部の博物館等でリハビリテーションが行われる。

1918年：渡り鳥条約法：渡り鳥の捕獲に連邦の政府のガイドラインが必要。

1934年：魚類野生生物調整法：野生生物の保全とリハビリテーションに関する全国規模のプログラム策定に係る連邦政府と州政府の協力を規定（1946年の改正で関連部分の記述削除）。

1940年：ハクトウワシ保護法：その後の渡り鳥条約法改正（1972年）とあわせ、全猛禽類を保護。

■1960年代～70年代：

・環境教育施設等がリハビリテーションを開始。民間の支援やボランティアに依存。組織化が進むにつれ、交流が進展。

・1970年代初期の大規模な油汚染事故とその対応を通じ、産業、政府、市民のリハビリテーションへの関心が高まる。多くのリハビリテーション施設の建設と有給職員数の漸増につながったものの、政府の支援は最小限で、財源の多くは民間資金に依存。今後もこの状況が継続する見込み。

・1972年、カリフォルニアのリハビリテーターたちが野生生物リハビリテーション協議会を創設。

1966年：動物福祉法：教育・展示・研究等に用いられる動物を保護。

1972年：海洋哺乳類保護法：許可なしの海洋哺乳類の捕獲等を禁止。

1973年：絶滅の危機に瀕する種の保存に関する法律：指定種の捕獲等を非合法化。

■1980年代以降

1982年NWRA設立。1986年には野生動物リハビリテーション協議会がIWRCに発展。NWRAとIWRCはリハビリテーションに関する最低基準や認定プログラム、倫理規範を策定。最低基準は、連邦政府が与える渡り鳥のリハビリテーション許可のための施設要件のガイダンスとしても紹介されている²⁵。

以上

参考・引用文献等

- ・Casey A.M., and Casey S. J. (2005). State Wildlife Rehabilitation Regulations Study - 1994-2004. Pp. 175-185, Volume 23, Wildlife Rehabilitation. <http://www.ewildagain.org/pdf/CaseyRegsStudy1994.pdf>
- ・Wisconsin Department of Natural Resources. Wildlife Rehabilitation in Wisconsin An Introduction and Study Guide. <http://dnr.wi.gov/topic/wildlifehabitat/documents/RehabGuide.pdf>
- ・Wisconsin Administrative Code Subchapter II — Wildlife Rehabilitation. <http://dnr.wi.gov/topic/wildlifehabitat/documents/rule.pdf>
- ・New York State Wildlife Rehabilitation Council. WHAT IS WILDLIFE REHABILITATION? Facts and Myths. <http://www.nyswrc.org/what%20is%20wildlife%20rehab.pdf>

²⁴ Ruth Musgrave (1998). [Federal Wildlife Law of the 20th Century](#). Michigan State University College of Law、及び [A History Of Wildlife Conservation & Rehabilitation](#) (by Kenneth B. Haas Edited by Dan Mackey, Taken from Wildlife Rehabilitation Today)を基に作成。

²⁵ U.S. Fish & Wildlife Service. [Migratory Bird Rehabilitation Permits Factsheet](#)、及び同 WHAT YOU SHOULD KNOW ABOUT A FEDERAL MIGRATORY BIRD REHABILITATION PERMIT。

- Washington Department of Fish and Wildlife. Grants & Incentives: Grants to Wildlife Rehabilitators Project. http://wdfw.wa.gov/grants/wildlife_rehabilitators/index.html
- Shirley Casey and Allan Casey (2007). Wildlife Rehabilitation: Expanding The Wildlife Management Framework. Revised from the article of the same title published in the Journal of Wildlife Rehabilitation, Volume 19, Issue 4, 1996. <http://www.ewildagain.org/pdf/OutsideTheBox.pdf>
- Washington Department of Fish and Wildlife. Wildlife Rehabilitation: Becoming a Wildlife Rehabilitator. http://wdfw.wa.gov/conservation/health/rehabilitation/how_to_become.html
- New York State Department of Environmental Conservation (2013). New York State Wildlife Rehabilitation Study Guide 2013. http://www.dec.ny.gov/docs/wildlife_pdf/rehabstudyguide.pdf
- Washington Department of Fish and Wildlife. Wildlife Rehabilitation Manual By Patricia Thompson. <http://wdfw.wa.gov/publications/01651/wdfw01651.pdf>
- Commonwealth of Virginia. Virginia Wildlife Action Plan. <http://bewildvirginia.org/wildlifeplan/plan.asp>
- Wisconsin Department of Natural Resources. Wildlife health and rehabilitation. <http://dnr.wi.gov/topic/wildlifehabitat/wildlifehealth.html>
- Wisconsin Department of Natural Resources. Wildlife Rehabilitation Advisory Council Bylaws. <http://dnr.wi.gov/topic/wildlifehabitat/documents/bylaws.pdf>
- U.S. Fish and Wildlife Service (2001). Florida Manatee Recovery Plan, (*Trichechus manatus latirostris*), Third Revision. U.S. Fish and Wildlife Service. Atlanta, Georgia. 144 pp. + appendices http://www.fws.gov/northflorida/Manatee/Recovery%20Plan/2001_FWS_Florida_Manatee_Recovery_Plan.pdf
- National Marine Fisheries Service and U.S. Fish and Wildlife Service (1992). Recovery Plan for Leatherback Turtles in the U.S. Caribbean, Atlantic and Gulf of Mexico. National Marine Fisheries Service, Washington, D.C. http://www.nmfs.noaa.gov/pr/pdfs/recovery/turtle_leatherback_atlantic.pdf
- Indiana Government. Indiana Wild Animal Rehabilitation Permit Regulations. http://www.in.gov/dnr/fishwild/files/fw-Rehab_Permit_Rule.pdf
- New Jersey Division of Fish and Wildlife. Wildlife Rehabilitator Definitions and Requirements. http://www.state.nj.us/dep/fgw/pdf/rehab_def_req.pdf
- National Wildlife Rehabilitators Association. <http://www.nwrawildlife.org/>
- International Wildlife Rehabilitation Council. <https://theiwrc.org/>
- Miller, E.A., editor (2000). Minimum Standards for Wildlife Rehabilitation, 3rd edition. National Wildlife Rehabilitators Association, St. Cloud, MN. 77 pages. <http://www.nwrawildlife.org/sites/default/files/MinimumStandards3rdEdition.pdf>
- Angela Nicole Johnson (2012). Detailed Discussion of Wildlife Rehabilitation Laws. Michigan State University College of Law. <https://www.animallaw.info/article/detailed-discussion-wildlife-rehabilitation-laws>
- 6244.0400 WILDLIFE REHABILITATION PERMITS, Minnesota Administrative Rules. <https://www.revisor.mn.gov/rules/?id=6244.0400>
- North Dakota Game and Fish Department. Orphaned and Injured Animals. <http://gf.nd.gov/wildlife/fish-wildlife/orphans>

- 2007–08 Wis. Stats. Database. CHAPTER 169 CAPTIVE WILDLIFE.
<http://dnr.wi.gov/topic/WildlifeHabitat/documents/rehab169.pdf>
- DEPARTMENT OF NATURAL RESOURCES. WISCONSIN ADMINISTRATIVE CODE Chapter NR 16 CAPTIVE WILDLIFE. <http://dnr.wi.gov/topic/WildlifeHabitat/documents/rehabNR16.pdf>
- U.S. Fish and Wildlife Service. WHAT YOU SHOULD KNOW ABOUT A FEDERAL MIGRATORY BIRD REHABILITATION PERMIT. <http://www.fws.gov/forms/3-200-10b.pdf>
- STATE OF RHODE ISLAND AND PROVIDENCE PLANTATIONS DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL MANAGEMENT DIVISION OF FISH AND WILDLIFE. RULES AND REGULATIONS GOVERNING WILDLIFE REHABILITATION.
http://www.dem.ri.gov/pubs/regs/regs/fishwild/f_wrehab.pdf
- VIRGINIA DEPARTMENT OF GAME & INLAND FISHERIES. WILDLIFE REHABILITATION PERMIT CONDITIONS. <http://www.dgif.virginia.gov/forms/wildlife-rehabilitator-conditions.pdf>
- Queen’s Printer for Ontario (2006). Home Study Guide for the Ontario Wildlife Rehabilitation Exam.
<http://www.ontariowildliferescue.ca/downloads/OWRE%20Home%20Study%20Guide.pdf>
- Ruth Musgrave (1998). Federal Wildlife Law of the 20th Century.
<https://www.animallaw.info/article/federal-wildlife-law-20th-century>
- Kenneth B. Haas (Edited by Dan Mackey). A History Of Wildlife Conservation & Rehabilitation.
<http://www.angelfire.com/nj/woundedknee/rehabhist.html>
- U.S. Fish & Wildlife Service (2004). MigratoryBird RehabilitationPermits: Authorizing the Care of Sick and Injured Migratory Birds for Return to the Wild.
<http://www.fws.gov/permits/faqs/Rehab%20Permit%20Fact%20Sheet.pdf>

傷病鳥獣救護に係る海外情報収集 (英国 (イングランド))

1. 総論

殆どの野生動物は動物福祉法を含む複数の法令により保護されているが²⁶、障害を負った (disabled) 野鳥や一部の保護動物の保育・野生復帰のために捕獲すること、回復の見込みのない個体を殺処分 (killing) することは法律で認められている²⁷。ただし、傷病鳥獣救護 (以下「リハビリテーションという」。) については、法律上明確な定義や意義は規定されていないほか、政府の主要政策文書にも記述は見当たらない²⁸。

このため、野生動物のリハビリテーション自体に免許は必要ないが、保護されている野生動物を所持 (飼養) するためには免許が必要であり、一部の種の放鳥獣については更に別の免許が必要となる。なお、救護を実施しているのは慈善団体等の民間の個人・団体であり、その活動は寄付や助成金、ボランティア等に依存している。

2. 救護の目的と活動の位置付け

救護の目的 (傷病からの回復による野生復帰) は共通しているものの、野生動物管理上の意義や位置付けについて、調査した限りにおいて、共通認識が形成されているわけではないように見受けられた。英国で代表的な以下の2つの団体も、動物福祉上・倫理上問題のない対応の担保が主眼であり、野生動物管理上の意義についての考察・言及は少ない。

- ・ 王立動物虐待防止協会 (Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals: RSPCA) ²⁹

「リハビリテーションセンターの究極的な目的は、傷病個体 (causalities) を野生に復帰させることである。これが不可能な場合、更なる苦しみを防ぐための行動をとるべきであり、優先事項である。傷病個体の復帰可能性や野生下での生存可能性についての評価は可能な限り早い機会に評価しなければならない。」

- ・ 英国野生動物リハビリテーション協会 (British Wildlife Rehabilitation Council: BWRC) ³⁰

「傷病野生動物を取り扱う試みの究極的な目標は、最適な生存可能性をもたらす条件、時間、場所において野生復帰させることではない」

「個体の福祉が一義的な考慮事項だが、種の保全状況を考慮することも適切である。少数の希少種を除き、救護やリハビリテーションが個体群の動態にとって直接的な利益

²⁶ Wildlife and Countryside Act (1981), Animal Welfare Act (2006), Wild Mammals (Protection) Act (1996), Protection of Badgers Act (1992), Deer Act (1991), Conservation of Seals Act (1970), Conservation of Habitats and Species Regulations 2010, The 1979 Bern Convention, The Bonn Convention、等。

²⁷ [Wildlife and Countryside Act](#) (1981)の Section 4, Section10 等。

²⁸ 「[Biodiversity 2020: A strategy for England's wildlife and ecosystem services](#)」、 「[2010 to 2015 government policy: biodiversity and ecosystems](#)」、 「[2010 to 2015 government policy: animal welfare](#)」を確認。

²⁹ [ESTABLISHMENT STANDARDS FOR WILDLIFE REHABILITATION](#)

³⁰ [Guidelines for Wildlife Rehabilitation Units](#) (Release 部分) および [The Ethics of Wild Animal Treatment and Rehabilitation](#)

や害になることはないが、疾病や管理、治療等について学ぶことができる素晴らしい機会であり、将来の保全に寄与する可能性がある。」

3. 実施体制

上記のように、英国において野生動物のリハビリテーション自体に免許／許可は不要だが、一部の動物（保護動物や外来種等）については、リハビリテーション目的であっても捕獲、飼養（keep）、所持（possess）や放鳥獣に免許が必要となる。例えば、イングランドでは野鳥については2種類の免許（General Licence）が存在する³¹。その他、保護されている動物や非在来哺乳類についても別の免許が必要となる³²。同様に、一部の在来鳥類の放鳥や非在来野生生物の環境導入（release）にも別途免許が必要である³³。

リハビリテーションについての任意資格は存在しないが、自ら4つの野生動物リハビリテーション施設を運営し、他の複数のリハビリテーション施設ともパートナーシップを結んでいる王立動物虐待防止協会（RSPCA）が、動物福祉の観点から他施設への視察の実施やリハビリテーションのための基準⁴を作成するなどの取組みを展開している。

また、英国野生動物リハビリテーション協会（BWRC）が傷病野生動物の福祉推進のため、野生動物の取り扱いやリハビリテーションに関する倫理上の注意事項を示すとともに⁴、法的事項を含むガイドラインの作成やリハビリテーション施設を紹介するなどの活動を行っている。なお、BWRCにはRSPCAも関与している。

これらの団体を含むリハビリテーション関連団体は慈善団体／基金としての登録を行っているところが多く、その活動を基本的に寄付や助成金、ボランティア等に依存している。

4. 希少鳥獣、一般鳥獣、外来生物の扱い

専門性や受け入れ能力に応じて受け入れを制限している施設が見られる一方、すべての野生動物の受け入れを表明している施設も存在しており³⁴、傷病鳥獣の受け入れに際して当該鳥獣の希少性等についての考慮といった動物種に応じた優先度の設定がリハビリテーション実施主体横断的に一般化している状況は確認できなかった。

既に述べたように、一部の鳥獣の環境への導入には制約があり、リハビリテーションを受けた野生動物についても同じ制約をうける⁸。

5. 野生復帰できない個体の扱い

³¹ [WML-GL07](#) (to keep birds of species listed on Schedule 4 for the purposes of rehabilitation)、[WML-GL08](#) (to keep birds of species listed on Schedule 4 for the purposes of veterinary treatment)。

³² [Licence for the possession of European Protected Species](#)、及び [Licence to keep non-indigenous mammals \(Grey squirrel, American mink, Coypu and Muskrat\)](#)

³³ General Licence to release schedule 9 species ([WML GL22](#)) 及び [licence to release non-native species and those listed under Schedule 9 \(excluding re-introductions\)](#)。

³⁴ BWRCのサイトで紹介されている[リハビリテーターの一覧表](#)に基づく。

法律上、回復の見込みのない個体を殺処分（killing）することは認められているが²、リハビリテーションを受けてなお野生復帰できない傷病鳥獣個体（permanently disabled casualties）の扱いに関する規定はない。しかしながら、保護されている動物の所持は、看護および野生状態への復帰に関連して認められていること、こうした個体は動物福祉法の規定によって保護されていることから、BWRA は野生復帰できない個体の飼育の継続は好ましくないとしている³⁵。なお、RSPCA は既に述べたように、回復に成功して野生に復帰する可能性が高いと考えられる場合にのみ収容・処置すべきとしている⁴。

（１）安楽殺

RSPCA は、生存が見込まれず、野生での生活に適さないと考えられる場合には、更なる苦痛を回避するために可及的速やかに安楽殺処置を施すべきであるとしている⁴。

BWRA は、一般原則として、リハビリテーション施設で取り扱いをうける傷病個体は、野生復帰の成功と野生下における長期の生存について合理的な期待が持てるものであるべきであり、そうでない場合は安楽殺が推奨されるとしている¹⁰。

（２）終生飼養

RSPCA は、安楽殺処置の例外として、飼育下もしくは準飼育下で当該動物の生活の質が保障される場合には例外的措置を検討する余地を残している⁴。

BWRA は、動物の福祉を最重要配慮事項とした上で、終生飼養の倫理性については各リハビリテーターが事例ごとに評価する必要があるとしている。また、繁殖については登録された信頼のおける繁殖事業に参加しない限り避けるべきとしている¹⁰。

6. その他の欧州諸国

米国に本拠地を置く国際野生動物リハビリテーション協会（IWRC）が、一部欧州諸国における野生動物のリハビリテーションに関係する法制度について簡単に説明しているところ、その内容は以下の通り。

（１）フランス

リハビリテーションを行うためには、施設について、野生動物が良好な条件で飼養され、適切なケアを受けることを証明するための "autorisation d'ouverture"（開設承認）許可が必要となるほか、リハビリテーションの責任者について、その能力を証明する「certificat de capacité」許可書 も必要とされる³⁶。

保護の対象となっている野生動物は、負傷個体を含め、その飼養が禁止されており、救護施設に連絡することとされている。現在、全国で 45 の施設が許可を受けており、これらがフランス救護センター協会（French Union of wildlife rehabilitation centers :UFCS）を組織している。なお、救護センターの目的は、自然環境への再統合のために回収された個体を処置することとされている。³⁷

³⁵ BWRA のガイドライン（脚注 4）の終生飼養（Permanent Captivity）部分、導入（Introduction）部分。

³⁶ IWRC のウェブサイトで紹介されている内容を仮訳（2015年7月24日閲覧）。

³⁷ 仏の環境・持続可能な開発省ウェブサイトを英語に機械翻訳した内容をまとめたもの。

(2) フィンランド

動物福祉法により苦しんでいる野生動物を助けることがすべての人に義務付けられているが (BOX)、動物福祉令ではこの点についての具体的な規定は存在しない¹¹。

BOX：フィンランドの動物福祉法の関連規定³⁸

第 13 条 世話をする目的での野生動物の捕獲

(1)略

(2)治療等のために一時的に捕獲される動物は、野生での生活に簡単に適応できると期待される場合、放鳥獣しなければならない。放鳥獣が不可能で世話ができない場合は殺処分しなければならない。

第 14 条 傷病動物

(1)～(3) 略

(4)傷病等、体の自由が利かない (helpless) 状態にある野生動物を助けるためにあらゆる努力がなされなければならない。当該動物の状態により、生き続けさせることが明確に残酷である場合には、当該動物は殺処分されるか、死んでいるものとして扱われなければならない。

(3) オランダ¹¹

保護されている種の捕獲、安楽殺、リハビリテーション、移送を行うためには、経済省からの免状 (dispensation) が必要となる。免状を取得するためには、リハビリテーションを実施するものは、収容や職員の知識、ケアの方法について、具体的に定められた規則に従う必要がある。

(4) エストニア¹¹

リハビリテーションは違法とされているが、これを変更するための取り組みが行われている。

(5) アイルランド

リハビリテーション自体に許可は不要だが¹¹、保護されている動物を所持するためには野生生物法 (1976 年) 第 23 条 (6) の規定にしたがい、国立公園・野生生物局の許可を取得する必要がある³⁹。

(6) ドイツ¹¹

野生動物のほとんどは動物保護法(Tierschutzgesetz)の下で何らかの形の保護を受けている。誰でも野生動物を助けることができるが、しかるべき者 (狩猟者、シェルター、獣医師もしくは動物救護団体) に届けなければならない。

³⁸ フィンランド政府が公開している [仮英訳](#) より作成。

³⁹ <http://www.npws.ie/licences/possession/keep-injured-or-disabled-protected-wild-animal> 負傷もしくは障害を負った保護されている野生動物や、親を失った自立していない若い野生動物を、看護し、傷から回復し、障害がなくなり、もしくは自立できたときにのみ、自然に復帰させるために合理的な期間所持するための免許を与えることができる、と規定している。同条はさらに、野生復帰しても生存できない個体について、障害やその他の合理的な理由により保護された野生動物の所持を継続するための免許を与えることについても規定している。

狩猟法は、同法が狩猟動物に指定する動物が助けを必要とするか否かを決定する排他的権利を狩猟者に与えている。獣医師がこの決定を行うことは認められていない。

(7) ベルギー¹¹

海洋哺乳類を除くすべての野生動物について、自然・森林庁の許可が必要。

以上

引用・参考文献等

- Wildlife and Countryside Act (1981). <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/69>
- Department for Environment Food & Rural Affairs (2011). Biodiversity 2020: A strategy for England's wildlife and ecosystem services. https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/69446/pb13583-biodiversity-strategy-2020-111111.pdf
- Department for Environment Food & Rural Affairs. Policy paper - 2010 to 2015 government policy: biodiversity and ecosystems <https://www.gov.uk/government/publications/2010-to-2015-government-policy-biodiversity-and-ecosystems/2010-to-2015-government-policy-biodiversity-and-ecosystems>
- Department for Environment Food & Rural Affairs. Policy paper - 2010 to 2015 government policy: animal welfare. Updated 8 May 2015. <https://www.gov.uk/government/publications/2010-to-2015-government-policy-animal-welfare/2010-to-2015-government-policy-animal-welfare>
- Wildlife Department Science Group, Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (2010). Establishment Standards for Wildlife Rehabilitation <http://www.wri.ie/Linked%20docs/RSPCA%20Establishment%20Standards%20for%20Wildlife%20Rehabilitation.pdf>
- British Wildlife Rehabilitation Council. Guidelines for Wildlife Rehabilitation Units. <http://bwrc.org.uk/#>
- British Wildlife Rehabilitation Council. The Ethics of Wild Animal Treatment and Rehabilitation. <http://bwrc.org.uk/##>
- Natural England. GENERAL LICENCE To keep birds of species listed on Schedule 4 for the purposes of rehabilitation (WML – GL07). https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/387653/licence_to_keep_birds_that_are_normally_ringed_so_you_can_rehabilitate_them_-_authorised_person_GL07.pdf
- Natural England. GENERAL LICENCE To keep birds of species listed on Schedule 4 for the purposes of veterinary treatment (WML – GL08). https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/386754/licence_to_keep_birds_that_are_normally_ringed_so_you_can_rehabilitate_them_-_vets_GL08.pdf
- Natural England. Licence Application Form. Application for a licence for the possession of European Protected Species.

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/446386/A37-possess-European-protected-species-licence-form.pdf

- Natural England. Licence Application Form. Application for a licence to keep non-indigenous mammals (Grey squirrel, American mink, Coypu and Muskrat)
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/427305/A04_keep_non-indigenous_mammals.pdf
- Natural England. GENERAL LICENCE To permit the release of native bird species listed on Schedule 9 (WML-GL22).
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/386702/licence_to_release_native_bird_species_normally_prohibited_GL22_.pdf
- Natural England. Licence Application Form. Application for a licence to release non-native species and those listed under Schedule 9 (excluding re-introductions)
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/438153/licence_application_form_to_release_non-native_species_A03_.pdf
- International Wildlife Rehabilitation Council. Wildlife Legislations in Europe.
<https://theiwrc.org/resources/guidelines-for-wildlife-rehabilitation/wildlife-legislations-in-different-countries/europe>
- Ministère de l'écologie, du développement durable et de l'énergie. La faune sauvage captive.
<http://www.developpement-durable.gouv.fr/Centres-de-soins-pour-les-animaux.html>
- Ministry of Agriculture and Forestry. Animal Welfare Act (Unofficial translation).
<https://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/1996/en19960247.pdf>
- National Parks & Wildlife Service. To Keep an Injured or Disabled Protected Wild Animal.
<http://www.npws.ie/licences/possession/keep-injured-or-disabled-protected-wild-animal>

傷病鳥獣救護に係る海外情報収集 (オーストラリア)

1. 総論

豪州における野生動物のリハビリテーションは、州の天然資源当局等による監督・規制を受けながら、ボランティア活動として民間の個人・団体により実施されている。

(1) 連邦政府

環境法制の中核である 1999 年の環境保護および生物多様性保全法 (The Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 : EPBC 法) が、国内および国際的に重要な動植物相等を保護するための枠組みを提供している⁴⁰。同法は絶滅危惧種や移動性種等についてその捕獲や商取引を禁止しているほか、絶滅危惧種については回復計画の策定を規定しているが、救護やリハビリテーションに言及する条文はなく、既存の回復計画も確認した限りにおいて活動項目としてリハビリテーションに言及しているものもなく⁴¹、リハビリテーションについて実質的な関与は確認できない。⁴²

(2) 州政府

州法⁴³で定められた権限に基づき、天然資源担当部局等が野生動物の保護管理を実施している⁴⁴。リハビリテーションについてもこの枠組みの中で州政府が基準や行動規範を策定し、その順守を要件とする免許/許可制度等を通じた規制・監督を行っているが、規制の程度・内容は州によって異なる⁴⁵。州政府はウェブサイト等を通じて、登録や免許を受けたリハビリテーターを紹介しているものの、基本的にリハビリテーションはボランティア活動であり、必要な活動経費は自らが負担するか⁴⁶、寄付や助成金⁴⁷により賄う必要がある。

⁴⁰ [Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 \(EPBC Act\)](#) (環境省ウェブサイト)

⁴¹ [LEADBEATER'S POSSUM RECOVERY PLAN](#)、[Recovery Plan for the Barking Owl *Ninox connivens*](#)、[Western Spiny-tailed Skink \(*Egernia stokesii*\) National Recovery Plan](#)、[Western Ringtail Possum \(*Pseudocheirus occidentalis*\) Recovery Plan\(案\)](#)、[National Recovery Plan for the Swift Parrot *Lathamus discolor*](#) について確認。

⁴² [ACMCAN307A - Rehabilitate native wildlife](#)。Unit of competency details [ACMCAN307A - Rehabilitate native wildlife \(Release 1\)](#)。オーストラリアにおける職業教育や研修情報を集約したデータベースである連邦政府のウェブサイト ([Trainign.gov.au](#)) で紹介されている在来野生動物のリハビリテーションに係る技能や知識を評価するための基準集であるが、州政府やリハビリテーション実施団体等のウェブサイトでの言及は確認できなかった。

⁴³ 例えば、1950 年の [野生生物保全法及び同規則](#) (西オーストラリア州)、1974 年の [国立公園・野生生物法](#) (ニューサウスウェールズ州)、1992 年の [自然保全法](#) (クイーンズランド州)。

⁴⁴ 憲法上、野生生物を含む天然資源の管理のための法的・行政的枠組みについては州政府にあるとされているようであるが ([NRM Governance in Australia: a complex federal system](#))、環境問題における連邦政府の役割・権限については EPBC 法の実効性を含め一致した見解に達していない様である ([Commonwealth Role and EPBC Act objectives](#))。

⁴⁵ 傷病動物等が回復・自活できるまでの一時的な飼養を誰にでも認めた上で、研修受講を要件とする登録ボランティア制度 (州が保険に加入) を推進する州が存在する一方 ([西オーストラリア州](#))、リハビリテーションを含む特定の目的のために野生動物を所持するためには免許や許可を必要とする州 ([ニューサウスウェールズ州](#)、[ヴィクトリア州](#)、クイーンズランド州)、非免許者にも一時的な所持 (72 時間) を認めつつも、速やかに許可を受けた者等に引き渡すよう求めている州 ([クイーンズランド州](#)) がある。

⁴⁶ たとえば、[Rehabilitation of protected fauna policy 2010](#) (ニューサウスウェールズ州)。

⁴⁷ たとえば、ヴィクトリア州は野生動物の世話の質や施設の向上・改善を支援するための [助成金制度](#) を有している。クイーンズランド州は、コアラの個体数が減少していることから、コアラの救護とリハビリテーションのために最前線で活動する団体に対する [助成金制度](#) を導入し、過去四年間で 80 万豪ドルを拠出している。

2. 救護の目的と活動の位置付け

州政府が示しているリハビリテーションの定義は以下の通りであり、州によって若干の違いはあるが、野生復帰が目的とされている（BOX1）。

BOX1 リハビリテーションの定義

- ・ 自然生息地への復帰を成功させるために一時的に傷病動物や親を失った動物の世話をを行うこと（ニューサウスウェールズ州⁴⁸）
- ・ 野生で生存できるように適切な世話とリハビリテーションを行うこと（クイーンズランド州⁴⁹）。
- ・ 傷病動物もしくは親を失った動物が回復もしくは自立できるようになるまでの一時的な世話をを行うこと（西オーストラリア州⁵⁰）

リハビリテーションの位置づけや意義についての言及は少ないが、クイーンズランド州は、リハビリテーションの動物福祉や保全上の意義や効果等について言及している（BOX2）。

BOX2 リハビリテーションの意義（クイーンズランド州の例）

<行動規範¹⁰中での言及>

リハビリテーションの主たる成果として以下の2つがある。

- ・ 適切な飼育・世話および鎮痛、要すれば獣医学的処置を提供すること、および適時に安楽殺を施すことにより、傷病鳥獣の苦痛を和らげること。
- ・ 適切にリハビリテーションを受けた動物を元の生息地に返すことにより、自然の保全に寄与すること。

副次的な成果として以下の2つがある。

- ・ 在来動物の生態学、保全、管理、獣医学的ケア、飼育や行動についての知識体系に寄与すること。
- ・ 在来動物の保全や福祉についての一般市民、企業、業界向けの教育に寄与すること。

<州政府ウェブサイト⁵¹上での言及>

- ・ 普通種の救護、世話及びリハビリテーションは、保全よりもむしろ福祉が主な理由であるが、野生動物の生態や保全について多くを学ぶことができる。

3. 実施体制

上記1. で述べた通り、傷病鳥獣等の管理は共同体全体が共有する責任だが、傷病鳥獣の回復と野生復帰の手助けを自発的に引き受ける特別な人がいると表現されるなど¹¹、リハビリテーションはボランティア活動であり、リハビリテーションに必要な経費はすべてリハビリテーターの責任で賄う必要がある⁵²。

免許／許可等の取得やリハビリテーションの能力・施設要件等については、各州が手引や行動規範、倫理規範、もしくは基準を公開している^{9、10、11、53、54}。

⁴⁸ [Code of Practice for Injured, Sick and Orphaned Protected Fauna](#)

⁴⁹ [Code of Practice: Care of Sick, Injured or Orphaned Protected Animals in Queensland Nature, Conservation Act 1992](#)

⁵⁰ [Standards for wildlife rehabilitation in Western Australia](#)

⁵¹ [Sick, injured or orphaned wildlife](#)（クイーンズランド州環境・遺産保護局）

⁵² 脚注7（ニューサウスウェールズ州）参照。この他にも、リハビリテーターはリハビリテーションのために自らの時間・金銭・資源を使うボランティアであることを明記している[業界団体](#)もある（クイーンズランド州）。リハビリテーション施設の多くも、そのウェブサイトで政府からの資金を（ほとんど）受け取っておらず、寄付金等の支援を必要とする非営利組織であることを訴えている（調査した4州すべてで確認。たとえば [Native Animal Rescue](#)、[Native ARC](#)、[Kanyana Wildlife](#)、[F.A.U.N.A.](#)、[Queensland Wildlife Carers and Volunteers Association Inc.](#)、[Wildcare Australia](#)）。

⁵³ [Wildlife Shelter and Foster Carer :Authorisation Guide](#)（ヴィクトリア州）

⁵⁴ [Sick, injured or orphaned wildlife](#)（クイーンズランド州環境・遺産保護局）

州政府はまた、ウェブサイト等で免許／登録等を受けたリハビリテーターの連絡先等の情報を公開しており、傷病個体の発見者に対してこれらの情報を基にリハビリテーターと連絡を取るよう促している。リハビリテーション関連活動についてのボランティア機会の紹介を行う中で、傷病個体の発見者に登録リハビリテーション施設を紹介する電話サービスを提供している州もある⁵⁵。

また、登録された／免許を受けたリハビリテーターが参加する野生生物リハビリテーション協会等が、リハビリテーターを代表する非営利組織として州単位で設立されている⁵⁶。

4. 希少鳥獣、一般鳥獣、外来生物の扱い

基本的に各州は在来動物のリハビリテーションを前提にリハビリテーション制度を構築しているが^{9, 10, 11, 14}、移入種等対象外の種の扱いについて説明している州もある (Box3)。

また、在来動物であっても特別な技能や施設を必要とするヒクイドリやコアラ、猛禽類といった一部の種・分類群のリハビリテーションには追加の許可を必要としている州も存在する¹⁰。

Box3 許可の対象とならない種の例と対応 (ヴィクトリア州)

<ビクトリア州 ¹⁴ >	
・ 移入種 (アナウサギ、キツネ、シカ、ノウサギ、インドハッカ等)	: 安楽殺
・ ネコおよびイヌ	: 地方自治体に通報
・ 家畜 (ヒツジ、ヤギ、ウシなど)	: 地方自治体に通報
・ クジラ、イルカ	: 専用のホットラインに通報
・ アザラシ、ウミガメ	: 州の環境・土地・水・計画省に通報
・ カモノハシ	: 指定の動物病院もしくは州の環境・土地・水・計画省に通報
<西オーストラリア州 ¹⁵ >	
・ 非在来種や家畜	: 動物虐待防止協会に連絡
・ ノラもしくは迷惑動物	: 地方自治体に連絡

5. 野生復帰できない個体の扱い

(1) 安楽殺

飼養の継続が適当でない放鳥獣不可能な動物については安楽殺が勧められており (下表)、こうした安楽殺を免許の要件としている州も存在する⁵⁷。

表：安楽殺の要件等

	要件等の例
西オーストラリア州 ¹¹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該動物の福祉や生活の質が大きく損なわれている場合 ・ 他の野生動物にとってのリスクとなる感染症への罹患が疑われる場合 ・ 放鳥獣に適した環境がない場合

⁵⁵ 西オーストラリア州の [Volunteering opportunities](#) 及び [THE WILDLIFE REHABILITATION PROGRAM](#) 参照。

⁵⁶ たとえば、[WAWRC](#) (西オーストラリア州)、[NWC](#) (ニューサウスウェールズ州)、[QWRC](#) (クイーンズランド州)、[Victorian Wildlife Council](#) (ヴィクトリア州。アクセス制限のためウェブサイトを開覧できず)。

⁵⁷ Animals that cannot be returned to the wild, released, or retained in captivity as provided in conditions 10, 11, 12, 13 or 14 shall be humanely euthanised. ([National Parks and Wildlife Act 1974: Licence to rehabilitate and release sick, injured or orphaned native fauna](#)。ニューサウスウェールズ州)

	<p><鳥類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方の翼が失われているか、切断が必要な場合 ・足もしくは脚の切断が必要な場合 ・翼、脚、もしくは足を負傷し、通常の飛翔や運動を二度と行えない場合 ・後趾を失ったスズメ目、猛禽類、フクロウ類 ・片眼もしくは両眼の負傷により、視力が大幅に損なわれたか失われた場合 ・自分で採餌できないほど嘴が損傷されている場合、等 <p><哺乳類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢を失ったか切断が必要で、野生下での生存能力が損なわれると考えられる場合 ・片眼もしくは両眼の負傷により、視力が大幅に損なわれたか失われた場合、等
クイーンズランド州 ¹⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師が管理できない深刻な苦痛を取り除く場合 ・適切なケアの提供や生活の質の維持に必要な資源がない場合 ・生存できない、もしくはリハビリテーション成功の可能性が低い親なし仔 ・適切な放鳥場所がない ・野生復帰に成功するための回復が見こめない場合 <ul style="list-style-type: none"> －傷病そのものもしくは外科処置による繁殖能力の喪失 －肢、翼、足、尾の喪失や傷害により普通に動く能力を失い、野生下での生存能力が大きく損なわれた場合 －眼、耳、鼻等の損失や負傷により環境を知覚する能力（五感等）を失い、野生下での生存能力が大きく損なわれた場合 －食料の捕獲、発見、取り扱い能力が損なわれた場合 －高齢のため野生下での生存の可能性が低いと考えられる個体。
ヴィクトリア州 ¹⁴	<ul style="list-style-type: none"> ・原因不明／治療不可能な疼痛、傷害、疾病に苦しんでいる野生動物 ・集中的な外科的治療が必要な野生動物（州が指定する絶滅危惧種を除く） ・長期のリハビリテーションが必要な野生動物（州が指定する絶滅危惧種を除く） ・野生下での生存が見込めない野生動物（州が指定する絶滅危惧種を除く） ・野生に戻れない見込みが高い野生動物（州が指定する絶滅危惧種を除く） ・場所の問題で野生復帰できない野生動物（州が指定する絶滅危惧種を除く）

（２）終生飼養

リハビリテーションのための免許等は、野生復帰を目的とするリハビリテーションのために野生動物の一時的な所持を認めるものであるため、教育や展示、飼育下繁殖を目的とする終生飼養については、別の許可や判断等が必要とされる。

表：野生復帰できない個体の飼養

	規定等
西オーストラリア州 ¹¹	関係法に基づく別の許可が必要。
クイーンズランド州 ¹⁰	野生復帰させる代わりに保全や教育目的のために必要な種や標本を動物園コレクションに加える州政府の事業（州の種管理計画、Queensland Species Management Plan）に組み込まれた、野生復帰できない個体は安楽殺を免れる。
ニューサウスウェールズ州 ⁷	<p>以下の場合について終生飼養にかかる申請を検討。ただし、終生飼養が認められた動物は引き続き国王の所有物であり、州政府の裁量での処分が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的な集団の中でリハビリテーションを受ける必要がある種に属し、その中の一員として役立つ場合。 ・認定された教育事業で使用される場合 ・免許を受けた科学研究に使用される場合 ・免許を受けた動物園や展示主体からの引き取り申請。 ・法が指定する種の飼育下繁殖と子孫の放野に関する申請

以上

参考・引用文献等

- Department of the Environment. Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (EPBC Act). <http://www.environment.gov.au/epbc>
- Flora and Fauna Program, Department of Natural Resources and Environment, Victoria (1997). Leadbeater's Possum Recovery Plan. <http://www.environment.gov.au/system/files/resources/32bd48e9-293f-4757-bd02-1b174bddc467/files/leadbeaters-possum.pdf>
- NSW National Parks and Wildlife Service (2003). Recovery Plan for the Barking Owl *Ninox connivens* (Draft for Public Comment). <http://www.environment.nsw.gov.au/resources/nature/recoveryplanDraftBarkingOwl.pdf>
- Department of Environment and Conservation (2012). Western Spiny-tailed Skink (*Egernia stokesii*) National Recovery Plan. <http://www.environment.gov.au/system/files/pages/3d0cd490-4dd1-47ed-95f0-1d3f88d00cfc/files/e-stokesii.pdf>
- Western Australia Department of Parks and Wildlife (2014). Western Ringtail Possum (*Pseudocheirus occidentalis*) Recovery Plan. <http://www.environment.gov.au/system/files/resources/80263034-2f61-4a22-b094-0af5589956ea/files/draft-recovery-plan-western-ringtail-possum.pdf>
- Saunders, D.L. and Tzaros, C.L. 2011. National Recovery Plan for the Swift Parrot *Lathamus discolor*, Birds Australia, Melbourne. <http://www.environment.gov.au/system/files/resources/c3e20a20-8122-4a9c-bd06-455ea7620380/files/lathamus-dicolor-swift-parrot.pdf>
- Commonwealth of Australia (2012). ACMCAN307A Rehabilitate native wildlife. https://training.gov.au/TrainingComponentFiles/ACM10/ACMCAN307A_R1.pdf
- training.gov.au, Australian Government. Unit of competency details: ACMCAN307A - Rehabilitate native wildlife (Release 1). <https://training.gov.au/Training/Details/ACMCAN307A>
- Western Australia. Wildlife Conservation Act 1950. [http://www.slp.wa.gov.au/pco/prod/FileStore.nsf/Documents/MRDocument:26690P/\\$FILE/Wildlife%20Conservation%20Act%201950%20-%20%5b08-j0-01%5d.pdf?OpenElement](http://www.slp.wa.gov.au/pco/prod/FileStore.nsf/Documents/MRDocument:26690P/$FILE/Wildlife%20Conservation%20Act%201950%20-%20%5b08-j0-01%5d.pdf?OpenElement)
- Western Australia. Wildlife Conservation Regulations 1970. [http://www.slp.wa.gov.au/pco/prod/FileStore.nsf/Documents/MRDocument:27577P/\\$FILE/Wildlife%20Conservation%20Regulations%201970%20-%20%5b04-d0-01%5d.pdf?OpenElement](http://www.slp.wa.gov.au/pco/prod/FileStore.nsf/Documents/MRDocument:27577P/$FILE/Wildlife%20Conservation%20Regulations%201970%20-%20%5b04-d0-01%5d.pdf?OpenElement)
- New South Wales Government. National Parks and Wildlife Act 1974 No 80. <http://www.legislation.nsw.gov.au/viewtop/inforce/act+80+1974+first+0+N>
- Queensland. Nature Conservation Act 1992. <https://www.legislation.qld.gov.au/legisltn/current/n/naturecon92.pdf>
- NRM Governance in Australia: a complex federal system, Federalism and Regionalism in Australia - New Approaches, New Institutions?. http://press.anu.edu.au/anzsog/fra/mobile_devices/pr01.html
- Commonwealth of Australia . Commonwealth Role and EPBC Act Objectives, Independent Review of the Environment 32 Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (2009). <http://www.environment.gov.au/system/files/resources/5d70283b-3777-442e-b395-b0a22ba1b273/files/02-objectives.pdf>

- Parks & Wildlife, Government of Western Australia. Wildlife rehabilitation and courses.
<http://www.dpaw.wa.gov.au/get-involved/wildlife-rehabilitation-and-courses>
- Office of Environment & Heritage, NSW Government. Wildlife licences.
<http://www.environment.nsw.gov.au/wildlifelicences/index.htm>
- Environment, Land, Water and Planning, Victoria State Government. Wildlife rehabilitation.
<http://www.delwp.vic.gov.au/environment-and-wildlife/wildlife/wildlife-rehabilitation>
- Department of Environment and Heritage, Queensland Government. Rehabilitation of sick, injured and orphaned animals.
<http://www.ehp.qld.gov.au/licences-permits/plants-animals/rehabilitation/index.html>
- Department of Environment, Climate Change & Water, NSW Government (2010). Rehabilitation of Protected Fauna Policy.
<http://www.environment.nsw.gov.au/resources/wildlifelicences/100893PolicyFaunaRehab.pdf>
- Department of Environment and Heritage, Queensland Government. Koala Rescue and Rehabilitation Grants Program.
<http://www.ehp.qld.gov.au/wildlife/koalas/strategy/rescue-rehab-grants-program.html>
- State of NSW and the Office of Environment and Heritage NSW. Code of Practice for Injured, Sick and Orphaned Protected Fauna.
<http://www.environment.nsw.gov.au/resources/wildlifelicences/110004FaunaRehab.pdf>
- State of Queensland (2013). Code of Practice Care of Sick, Injured or Orphaned Protected Animals in Queensland Nature Conservation Act 1992.
<https://www.ehp.qld.gov.au/wildlife/caring-for-wildlife/pdfs/cp-wl-rehab.pdf>
- Department of Parks and Wildlife (2015). Standards for Wildlife Rehabilitation in Western Australia, Department of Parks and Wildlife, Perth.
http://www.dpaw.wa.gov.au/images/documents/get-involved/wildlife-courses/20140408_standardsfor_wildliferehab_final.pdf
- Department of Environment and Heritage, Queensland Government. Sick, injured and orphaned wildlife. https://www.ehp.qld.gov.au/wildlife/caring-for-wildlife/sick_injured_and_orphaned.html
- Queensland Wildlife Rehabilitation Council. How To Become A Rehabilitator.
<http://www.qwrc.org.au/HowToBecomeARehabilitator.php>
- The State of Victoria Department of Environment, Land, Water and Planning (2015). Wildlife Shelter and Foster Carer - Authorisation Guide
http://www.depi.vic.gov.au/_data/assets/pdf_file/0006/306726/Wildlife-Shelter-and-Foster-Carer-Authorisation-Guide.pdf
- Department of Environment and Heritage, Queensland Government. Sick, injured or orphaned wildlife.
http://www.ehp.qld.gov.au/management/planning-guidelines/codes-of-practise/nature-conservation/sick_injured_or_orphaned_wildlife.html
- Parks & Wildlife, Government of Western Australia. Volunteering opportunities.
<http://www.dpaw.wa.gov.au/get-involved/volunteering-opportunities>
- Parks & Wildlife, Government of Western Australia. Wildcare helpline.
<http://www.dpaw.wa.gov.au/about-us/contact-us/wildcare-helpline>
- Western Australian Wildlife Rehabilitation Council Inc. <http://wawrc.org.au/index.html>

- The NSW Wildlife Council Inc. <http://www.nwc.org.au/>
- Department of Environment, Climate Change & Water, NSW Government. Licence to rehabilitate and release sick, injured or orphaned native fauna.
<http://www.environment.nsw.gov.au/resources/wildlifelicences/110138FaunaRehabLicence.pdf>
